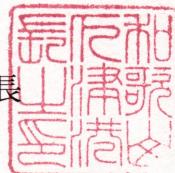


港長公示第 07-02 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 12 月 5 日

和歌山下津港長



旧河西橋一部崩落に伴う航泊の禁止について

和歌山下津港和歌山区第 2 区において、旧河西橋が一部崩落したため、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該崩落復旧工事に従事する船舶及び官公庁船（搭載艇を含む）を除く。

記

1 期間

令和 7 年 12 月 5 日（金）20：30 から当分の間

2 区域

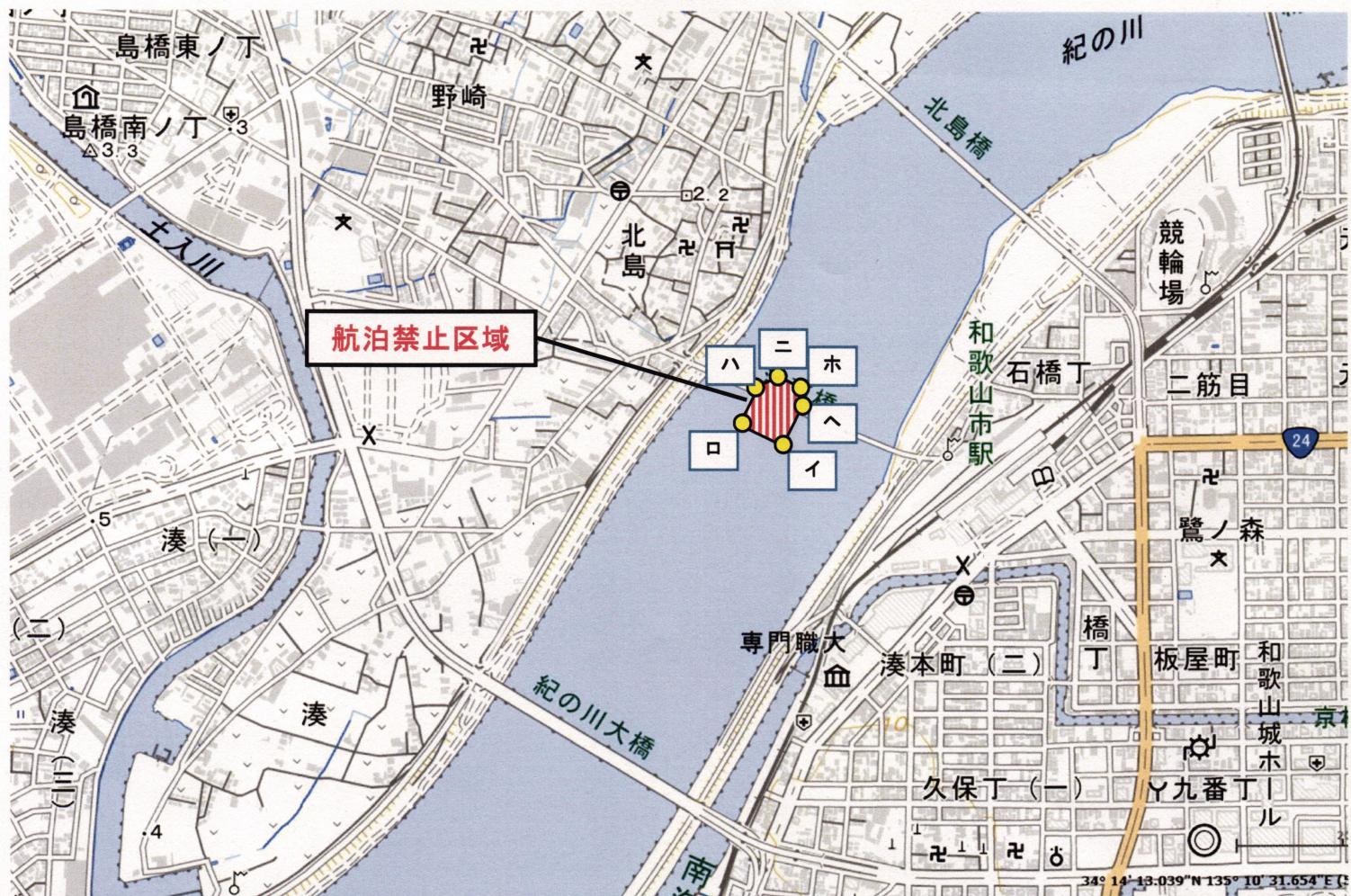
- イ 北緯 34 度 14 分 13.93 秒、東経 135 度 9 分 46.16 秒
- ロ 北緯 34 度 14 分 15.24 秒、東経 135 度 9 分 42.06 秒
- ハ 北緯 34 度 14 分 17.06 秒、東経 135 度 9 分 42.98 秒
- ニ 北緯 34 度 14 分 16.62 秒、東経 135 度 9 分 44.59 秒
- ホ 北緯 34 度 14 分 16.23 秒、東経 135 度 9 分 45.92 秒
- ヘ 北緯 34 度 14 分 15.62 秒、東経 135 度 9 分 47.16 秒

の各点を結んだ海域（航泊禁止区域（略図）参照）

3 標識等

航泊禁止区域を明示するため、航泊禁止区域（略図）のとおり
灯浮標（単閃黄光、毎 4 秒 1 閃光、光達距離 2.7 km）6 基
を設置している。

航泊禁止区域(略図)



凡例

● 点滅灯(単閃黄光、毎4秒に1閃光、光達距離2.7km)

- イ 北緯34度14分13.93秒、東経135度9分46.16秒
- 口 北緯34度14分15.24秒、東経135度9分42.06秒
- ハ 北緯34度14分17.06秒、東経135度9分42.98秒
- ニ 北緯34度14分16.62秒、東経135度9分44.59秒
- ホ 北緯34度14分16.23秒、東経135度9分45.92秒
- ヘ 北緯34度14分15.62秒、東経135度9分47.16秒